

国際看護師協会東京大会記念奨学金 石橋美和子がん看護CNS奨学金 認定看護師教育課程奨学金

Q & A

応募に関すること

Q1:他の奨学金の申請をしていますか、応募できますか。

A1:新規に同時期に貸与される奨学金制度の申請をしている場合、本会の奨学金貸与を希望される方は、他機関の貸与を辞退していただくことになります。

既に返還を開始している奨学金がある場合は、願書の奨学金借入金の金額の欄に記入し、提出してください。

Q2:海外に留学中ですが、奨学金制度はありますか。

A2:国際看護師協会東京大会記念奨学金の博士課程在籍者のみ対象となります。貸与期間は1年、または2年間です。ただし、奨学金を貸与する際の振込口座、返還していただく際の振替口座は日本国内の金融機関のみとなります。

Q3:年度途中の奨学生採用はありますか。

A3:募集は国際看護師協会東京大会記念奨学金と石橋美和子がん看護 CNS 奨学金は年1回、認定看護師教育課程奨学金は年2回行います。

応募書類に関すること

Q1:応募書類はすべて送付しなければいけませんか。

A1:応募期間の間に、必要書類全てをご送付ください。書類がそろっていない場合は、選考対象にはいりませんので、ご注意ください。

Q2:ホームページから応募できますか。

A2:必ず郵送にて、応募書類一式を奨学金事務局に直接お申し込みください。

Q3:保証人は必要ですか。

A3:連帯保証人が2名必要です。連帯保証人の要件は募集要項でご確認をお願いします。

Q4:メールアドレスは必要ですか。

A4:応募期間から返還終了までの間、お問い合わせに利用しますので、必ずご記入ください。但し、パソコンや携帯電話をお持ちでないため、アドレスを持っていない場合は空欄のまま提出してください。

Q5:書類の印鑑はどのようになっていますか。

A5:応募書類に「実印」と記載しているものは、本人・連帯保証人ともに印鑑登録している印鑑をご使用ください。訂正印として使用される場合も、印鑑登録している印鑑をお願いします。「印」となっている場合は、認印をご使用ください。

貸与後に関すること

Q1:返還はいつから開始になりますか。

A1:国際看護師協会東京大会記念奨学金及び石橋美和子がん看護 CNS 奨学金は貸与期間の終了した翌月から起算して6ヶ月後から返還開始となります。

貸与期間の1年を4月1日から翌年3月31日までとしていますので、10月から返還していただきます。

認定看護師教育課程奨学金は課程を修了した翌月から起算して3ヶ月後から返還開始となります。

例えば12月に課程を修了した方は、翌年4月から返還していただきます。

Q2:返還額はどうなりますか。

A2:貸与した全額を返還していただきます。ただし無利子です。

Q3:返還期間を教えてください。

A3:奨学金ごと、また貸与額によって異なります。募集要項でご確認ください。

Q4:返還方法を教えてください。

A4:ご提出いただいた奨学金返還計画書に基づき、奨学生ご本人の口座より口座振替にて返還していただきます。

Q5:修士課程で奨学金貸与を受けた後、博士課程に進学することになりました。学生の為返還ができませんがどうしたらよいですか。

A5:「猶予願」の手続きをしてください。

本会ホームページより「奨学金返還猶予願(様式 S-14)」をプリントアウトして、必要事項をご記入の上、奨学金事務局に送付してください。

Q6:住所変更等の手続きはどうしたらよいですか。

A6:本会ホームページより「変更届(本人)(様式 S-8)」、または「変更届(連帯保証人)(様式 S-9)」をプリントアウトして、必要事項をご記入の上、奨学金事務局に送付してください。

Q7:繰り上げ返還の手続きはどうしたらよいですか。

A7:繰り上げを行うご希望の振替月の2ヶ月前までに、本会ホームページより「繰上返還申込書(様式 S-10)」をプリントアウトして、必要事項をご記入の上、奨学金事務局に送付してください。